

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成
仁比 聡平 議員（共産）

1 問 本年1月、長崎市において、元夫からのストーカー被害を訴えていた女性が、元夫との離婚時の取り決めに従って、息子と面会させるために元夫を訪ねたところ、元夫に殺害され、元夫も自殺したという事件が発生したが、これについて法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 個別事案について答弁は差し控えさせていただくが、一般論としては、離婚後の親子の面会交流が親子共々安全に実施されることは、子の福祉を図る観点から面会交流を実施する大前提として当然に必要であると認識。
- (・ なお、家庭裁判所においては、一度取り決めた面会交流の内容について事情の変更があったなどとして当事者から相談があった場合には、必要な家事事件手続の案内を含めて適切に対応されているものと承知している。)

(参考) 議員指摘の「長崎市の事件」

平成29年1月28日、長崎市において、離婚後の元夫が2歳の子を
 会わせに來た元妻を刺殺し、その後自殺したという事案。なお、この元
 夫婦は、離婚時に元夫に定期的に子に面会交流させる旨の取決めをして
 いたとされている。（平成29年2月3日付朝日新聞西部版朝刊によ
 る。）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(火)参・法務委

司法法制部 作成
仁比 聡平 議員(共産)

2問 家事事件の複雑困難化や事件の増加により、家庭裁判所の役割や家庭裁判所調査官による専門的な調査の必要性が増大しており、家庭裁判所調査官の抜本的な増員が必要ではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 裁判所の人的体制の充実については、裁判所職員定員法を所管する立場から引き続き適切に対応する。

〔前提〕

- ・ 家庭裁判所における事件が適正迅速に処理されるために、家庭裁判所調査官を含む裁判所の人的体制が充実されることは重要であると認識。

〔所見〕

- ・ 裁判所の人的体制の充実については、法務省としても、最高裁判所において判断されるところを踏まえ、裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き適切に対応してまいりたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】